

平成30年度IoTビジネス推進事業支援業務の 提案書作成に関する手引



■ 応募書類の提出期限

平成30年2月23日（金）正午まで

※ 応募書類は郵送または御持参ください。

（郵送の場合も、上記提出期限必着です。封筒に「**平成30年度IoTビジネス推進事業支援業務に係る提案書類在中**」と朱書きのうえ御提出ください。）

■ 問合せ先及び書類提出先

京都市産業観光局新産業振興室（担当：グリーンイノベーション創出支援担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3324 FAX：075-222-3331

1 募集の趣旨

モノのインターネット（IoT:Internet of Things）を始めとした先端的な情報通信技術（ICT:Information and Communication Technology）の活用は、新規ビジネス創出による収益増大や業務の効率化による生産性向上に繋がるとされていますが、市内中小企業においては、その活用が進んでおらず、認識も十分ではない状況です。他方で、市内にはICT関連の中小企業も多く、IoT分野の市場が今後急激に成長すると予測されることから、先進的な技術を活用した独自のサービスを開発、展開していくことが急務となっています。

本市では、「市内中小企業によるIoTを活用したビジネスの創出」及び「市内中小企業におけるIoTの活用による生産性向上」を図るため、市内の中小企業がIoTビジネスを円滑に展開できるよう、必要な技術やノウハウ等に関する相談窓口を設置します。

本事業は、事業者が保有するIoT関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等を活用するため、プロポーザル方式により契約の相手方を選定し、実施することとします。

2 業務委託の内容【仕様書抜粋】

(1) 問合せ対応

ア IoTに関する基礎知識（「IoTとは何か」等）に係る問合せに対応します。

イ IoT活用を進めるための問合せについて、京都市と協議のうえ対応します。

ウ 国等のIoT活用に係る支援制度に関する問合せについて、本市と協議のうえ対応します。

(2) 情報発信

ア ホームページの保守管理及び情報掲載

提案者が自らポータルサイトを構築したうえで、当該窓口に関すること、国等による支援制度（補助金等）の情報やIoT関連イベントに関すること等についての情報を収集し、自ら編集したうえで、掲載します。

イ メールマガジンの登録及び配信

提案者が自ら情報を収集したうえでメールマガジンに投稿する記事を作成・編集し、京都市の了承を得たうえで配信します。

(3) 情報収集等

ア 市内中小企業のIoT活用促進に資する情報収集を行い、業務遂行に活用します。

イ 京都市に対して、適宜、IoTビジネス推進支援に係る助言及び提案等を行います。

(4) 独自提案と関連事業

ア 独自提案業務

仕様書に記載されている以外で契約の対象となる業務であり、提案者が独自に提案する業務です。

イ 関連事業

契約の対象外であって、提案者の判断により実施する関連事業です。

(5) その他

業務遂行に際し、疑義が生じた場合や仕様に定めのない事項については、双方協議のうえ定めます。

3 応募資格

提案者は、次のいずれかを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 本提案において、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められた者（別途提出が必要な書類がありますので、「8 質問等」に掲げる方法により、事前にお問合せください。）。
 - ※ 当該業務と同種又は類似の業務に係る実績の有無は問いません。ただし、実績を有し、それを証明することができる場合は、審査のうえ、評価の際に加点します。
 - ※ 当該業務の委託を希望する提案者の拠点については定めません。ただし、提案者が京都市内に拠点を置き、それを証明できる場合は、審査のうえ、評価の際に加点します。

なお、複数の法人による共同提案を妨げるものではありません（共同提案を行う場合は、あらかじめ1法人を代表者と定め、その代表者が応募に関する諸手続きを行ってください。）。ただし、共同提案を行う場合、代表者が上記(1)又は(2)の要件を満たしていなければなりません。

4 応募手続等

(1) 提出書類

仕様書に記載する業務の実施に当たり、以下の項目を全て満たす提案書を、別に定める提案様式に基づき作成してください。

なお、提案書については、**別紙1**に定める方法により、以下のア～キの順番で綴じたうえで提出してください。

ア 表紙

イ 業務の概要、目標、課題解決に係る提案事項

(ア) 問合せ対応

本市が仕様書に掲げる問合せ及び協議に係る件数を達成するためにどのように取り組み対応するかを説明してください。

(イ) 情報発信

本市が仕様書に掲げる業務を円滑に推進するために、効果的な取組について提案してください。

(ウ) 独自提案（契約の対象とする業務）

市内の中小企業者がIoTを活用促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための効果的な助言・方法等について提案をしてください。

(エ) 関連事業（契約の対象外であり、提案者の判断により実施する事業）

市内の中小企業者がIoTを活用促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための効果的な助言や提案をしてください。

なお、関連事業の実施については本委託業務外としますが、受託候補者が実施するものであり、かつ、市内中小企業者へのIoT活用促進が拡大されると見込める場合は、別途、協議のうえ、本市が協力することがあります。

ウ 業務実施計画

当該業務を進めるために、仕様書における業務項目をどのように細分し、どのような手順で行うのか説明してください。

エ 業務実施体制

仕様書に定められた内容を安定的に実施することができる体制であるか確認します。当

該業務を推進する上での実施体制図及び業務実施者の関連業務実績について、示してください（京都市内に拠点を置き、効率的に当該業務を遂行できると評価できる場合は、加点します。）。

オ 提案者に関する事項（事業者の規模、業務従事者の資格の有無等）

当該業務を実施するに当たり、貴社の業務規模、管理責任者等の資格・業務実績について、該当する項目を記載してください。

なお、単独の業務に限らず業務の一環として行われるものを含みます。

カ 関連する業務実績

当該業務分野に関連した実績があれば、管理責任者及び担当者ごとに記載してください。

(ア) 地方公共団体（都道府県・政令指定都市が望ましい。）におけるIoT等のICTに関する相談業務

(イ) 地方公共団体又は関連外郭団体等におけるIoT等のICTに関するビジネスマッチング支援業務

※他の地方公共団体等における業務実績を示す報告書等の概要があれば添付してください。

キ 見積書（必要経費内訳） ※ 様式自由

様式は自由ですが、人件費については「2 委託業務の内容」に掲げる業務項目ごとに必要な経費内訳を作成してください。予定価格を大きく下回る提案については、その理由について、確認させていただくことがあります。

(2) 提出期限

平成30年2月23日（金）正午まで

※ 提出期限以降は受付できませんので、御注意ください。

(3) 提出部数

6部（見積書については、別途正1部を作成し、提案書には写しを添付してください。）

※ 提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しません。また、提出された書類は返却しませんので、必要な場合は、予め控えを御用意ください。

(4) 提出場所及び提出方法

提出書類は、京都市産業観光局新産業振興室（グリーンイノベーション創出支援担当）まで郵送又は持参してください。FAXや電子メールなど、他の方法による提出は認めません。

郵送の場合は、封書に「**平成30年度IoTビジネス推進事業支援業務に係る提案書在中**」と朱書きしてください。

持参いただく場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く。）に提出してください。また、最終日は正午までとなりますので、予め御留意ください。

提出先：京都市 産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援担当

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

5 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

別に定める委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、別表に定める評価基準に基づき選定します（必要に応じて提案者に対してヒアリングを行うことがあります。）。

提案者は、提案内容の審査に基づく評価点の合計が60点以上であり、かつ、各選定項目（見積金額を除く）における評価点が0点ではない者のうち、最も高い評価点を得た委託候補者とします。ただし、提案者が1者であった場合は、評価点に関わらず、選定委員会において適当と認められた者を委託候補者として決定することがあります。

(2) 選定結果の通知等

選定結果については、全提案者に対して通知します。また、提案者、評価点及び委託候補者の選定理由などを含めて、選定結果を本市のホームページで公表します。

なお、選定手続が完了する前には、提案者数や提案者名など選定に係る情報については公表しません。

(3) 提案書の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定の対象外とします。

ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が提案書を提出した場合

イ 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合

6 スケジュール

(1) 応募期間

募集開始の日から**平成30年2月23日（金）正午**まで

(2) ヒアリング

平成30年2月26日（月）以降で本市が指定する日に実施

(3) 委託候補者の決定

平成30年3月9日（金）以降

業務内容について、委託候補者と別に定める委託業務仕様書及び委託候補者の「提案書」に基づき協議したうえで決定し、契約します（必要に応じて、仕様書の内容を変更することがあります。）。

7 委託契約

(1) 契約時期

平成30年4月1日（日）

(2) 契約期間

委託契約締結の日から平成31年3月31日（日）まで

(3) 契約予定額

3,100千円以内とします（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

※ 本件に係る平成30年度予算が成立しないときは、契約しないものとします。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用がすでに発生していても、その費用を本市に請求することはできません。また、本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできません。

※ 契約した委託料は業務完了後、履行確認をしたうえで支払います。

(4) 成果物

ア 業務報告書

イ 月報

ウ ポータルサイトに関連するデータ

※ 電子データを保存した電子媒体（CD-R等）を1部と原紙1部を提出してください。

※ 電子媒体については、提出前に必ずウィルス対策を行い、媒体のラベルに①使用したウィルス対策ソフト名、②ウィルス定義年月日、③チェック年月日を記載してください。

(5) 留意事項

ア 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。

イ 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属します。

ウ 業務の進捗状況及び本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議結果を記した書面を本市に提出すること。

エ 業務の一部を再委託する場合は、事前に本市の承諾を受けること。また、委託事項の全部を再委託することはできません。

8 募集に係る質問等

(1) 質問方法

質問は受付期間に限り、FAXにて受け付けます。別紙2に必要事項を御記入のうえ、送信し、表紙に掲げる担当部局・担当まで電話で連絡してください。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので予め御了承ください。

京都市 産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援担当 宛

FAX: 075-222-3331

(2) 回答

すべての質問及びその回答は、法人名や担当者等の質問者を特定できる情報を除き、質問の受付期限終了後に京都市のホームページに掲載します。

(3) 受付期間

平成30年2月16日（金）正午まで

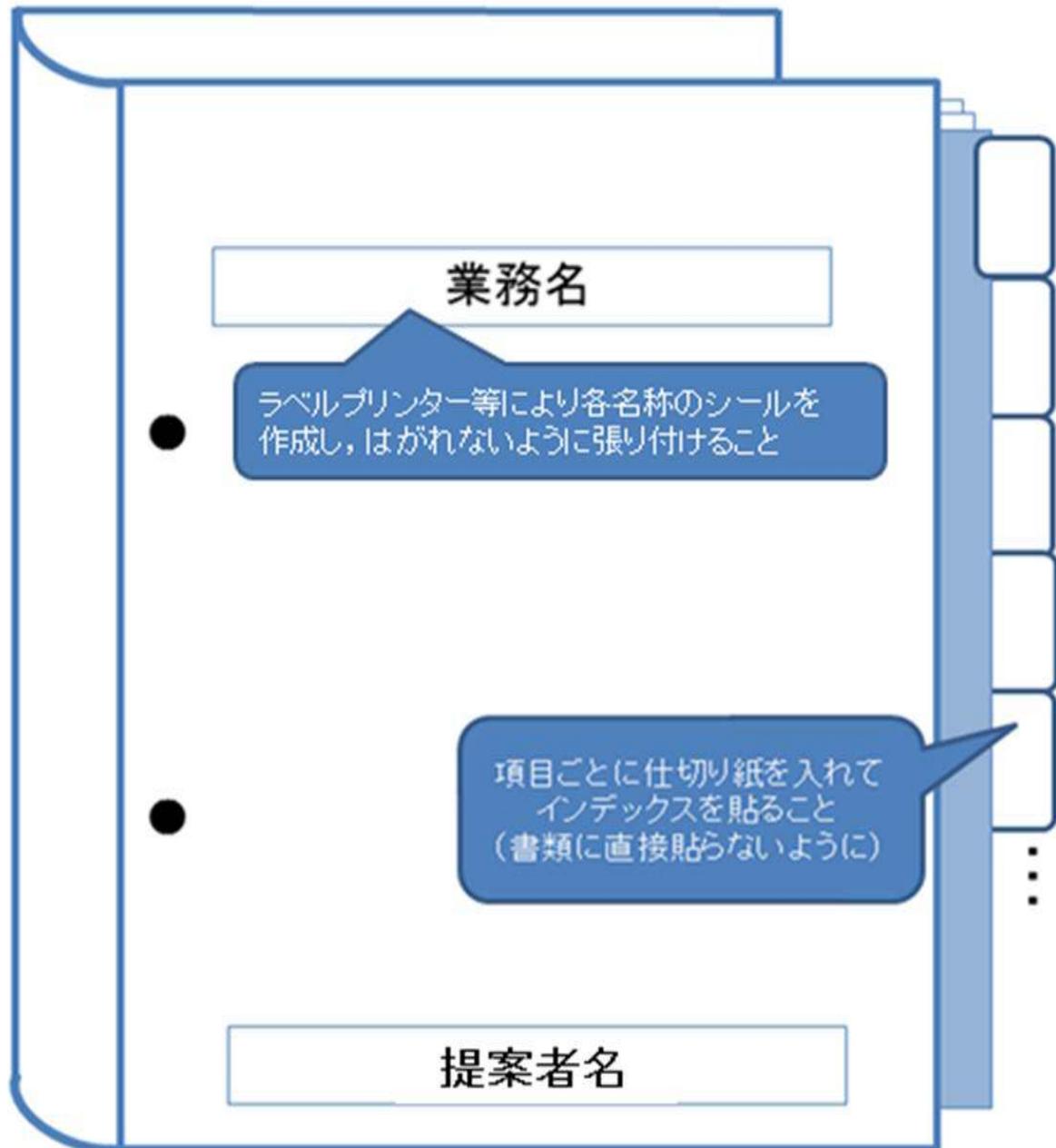
9 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類は返却しません。

(3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、応じかねます。

提案書の綴じ方について



あて先： 京都市 産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援担当行

FAX番号： 075-222-3331

事業者名：

所属名：

担当者名：

<該当箇所>

「平成30年度IoTビジネス推進事業支援業務に係る提案書作成のための手引」のどの部分に関する質問か明記してください。

(例)

P4 ①提出場所について

P6 ②成果物について

<質問内容>

(例) ①提出先である「京都市産業観光局新産業振興室」の執務室は庁舎のどちらにありますか。

②CD-RのほかDVD-Rで提出することもできますか。

<質問理由>

(例) ①提案書を持参のうえ、提出する予定であるため。

②提出する資料をコンパクトにするため。

* 御質問は平成30年2月16日(金)正午到着分まで受け付けます。
それ以降の質問は応じかねますので、予め御了承下さい。